

# 三重県議会 Facebook ページ運用方針

平成 31 年 1 月 31 日策定

三重県議会 Facebook ページの開設にあたり、次のとおり運用方針を定めました。本ページのご利用にあたっては、以下の全ての項目に合意していただいたものとみなしますので、ご了承ください。

## 1. 運営

- (1) 運営者：三重県議会事務局 職員
- (2) Facebook ページ名：三重県議会
- (3) ページ URL：https://www.facebook.com/miepref.gikai
- (4) ページの目的：SNS の特性を活かして、三重県議会に関する情報等を県内外に向けて広く迅速に発信し、開かれた県議会の推進に資することを目的とします。
- (5) ページへの投稿：運営者に限定します。
- (6) 投稿内容：次に掲げるような情報等を中心に三重県議会に関する様々な情報等を投稿します。
  - ①三重県議会の日程（変更）のお知らせ
  - ②三重県議会主催事業、催し物のご紹介、ご案内
  - ③県議会だよりなど議会広報物発行のご案内
  - ④議会中継や三重県議会提供番組のご案内
  - ⑤本会議、委員会、代表者会議などの各種会議の内容のご紹介
  - ⑥議長定例記者会見内容のご紹介
  - ⑦議長、副議長の動きのご紹介
  - ⑧その他迅速な提供が求められる各種情報等
- (7) 投稿時間帯：8:30～17:15（年末年始、土日、祝日を除く）。なお、この時間帯以外においても投稿する場合があります。
- (8) 本ページは、予告なく運営を終了し、または削除される場合があります。

## 2. コメントへの対応及び他アカウントへの対応

- (1) コメントに対して原則として返信しません。また、コメントに対して原則として「いいね！」などのソーシャルボタンもクリックしません。
- (2) 投稿や三重県議会に関するお問い合わせ、ご意見等につきましては、メール（gikaik@pref.mie.jp）または電話（059-224-2877）をご利用ください。
- (3) 他アカウントのページ等に対しては、原則として「いいね！」などのソーシャルボタンはクリックしません。

## 3. 注意事項

- (1) 悪質と認められる利用者に対しては、予告なく本ページの利用を拒否する場合があります。

- (2) 本ページを利用したことにより、または利用できなかったことにより被った損害について責任を負いません。
- (3) 本ページに関連して生じた利用者間のトラブルもしくはそれに関して被った損害または本ページに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブルもしくはそれに関して被った損害について責任を負いません。
- (4) 投稿の著作権等は三重県議会または原著作権者等に帰属します。
- (5) コメント等に係る著作権等は、当該コメント等を行った利用者に帰属しますが、当該利用者は、当該コメント等を全世界において無償で自由に使用する権利を三重県議会に対して許諾したものとします。
- (6) 取得した個人情報、三重県個人情報保護条例等に基づいて適切に取り扱います。
- (7) 本ページは、Facebook 社のシステムによって運用されているため、Facebook 社のシステム運用状況に関してはお答えできません。また、Facebook サイト、Facebook 社または第三者から提供されたソフトウェアやアプリケーションの機能、利用方法ならびに技術的な質問等に関するお答えできません。
- (8) 本運用方針は予告なしに変更することがあります。

#### 4. 禁止事項

投稿内容に関係のないコメントや、次の事項に該当すると判断したコメントは、予告なく全部または一部を非表示、削除、拒否する場合があります。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 犯罪行為を助長するもの
- (4) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
- (5) 本人の承諾なく個人情報を開示・漏えいする等のプライバシーを侵害するもの
- (6) 第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
- (7) 政治活動、宗教活動または営利を目的としたもの
- (8) 記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
- (9) 虐待的、卑猥、下品、侮辱的な文言、ヘイトスピーチ等の内容を含む HP 等へ誘導することを目的とするもの
- (10) 意見等の表明がなく、本ページの閲覧者を他の HP へ誘導することを目的とするもの
- (11) 同一のユーザーにより繰り返されていると判断される同一内容または似通った内容を含むもの
- (12) Facebook の利用規約に反するもの
- (13) その他、運営上、不相当であると判断されるもの

#### 5. 準拠法・裁判管轄について

本運用方針には日本法が準用法として適用され、また、本ページに関して生じる紛争については津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。